



第 43 号

発行所
相馬市中村 1 丁目 2-3
(公社) 相双 法人会
発行人
只 野 裕 一
編集
広 報 委 員 会
発行日
平成 26 年 7 月 25 日

第 2 回 通常 総会 を 開催



懐かしい顔々



復興を目指して笑った
四代目江戸家猫八師匠による
お笑いライブを開催

総 会

6月13日(金)ロイヤルホテル丸屋(南相馬市)において、第2回通常総会が会員約百名の出席のもと開催され、今年も避難先よりたくさんの方々が泊まりがけで出席いただいた。

只野会長が、東日本大震災及び福島第一原発事故から3年3ヶ月が経ち、未だ避難していただけない方が多くいる。法人会としてできることはやりたい。負けずに頑張りたい。とあいさつし、続いて永年活動をされた役員を表彰した。次に工藤繁昭相馬税務署長並びに石本健福島県相双地方振興局長からご祝辞を賜わり、只野会長を議長とし、議事に入った。

議事では、平成25年度事業報告・平成26年度事業計画・予算は理事会承認事項として報告された。また、平成25年度決算



只野 裕一 会長

が決議事項として満場一致で可決された。平成26年度の事業活動の重点施策として、税務行政への協力・健全な納税団体として公益性と社会貢献度を高める。遠方へ避難している被害会員・法人・住民達への支援に関わる事業活動を積極的に行い、情報提供や親睦交流を図る事業を実施する。総会終了後、出席会員による親睦会が開催された。来賓の方々はじめ、各支部長そして多くの会員が久しぶりに会って、商売や居住の現況や今後の復興などの話をしました。

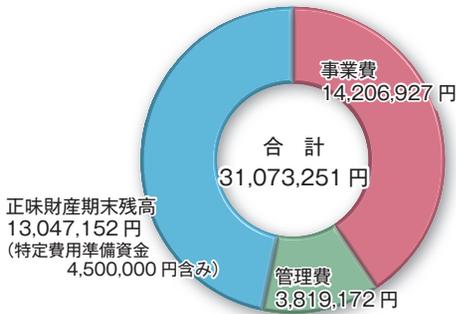


石本 健 様

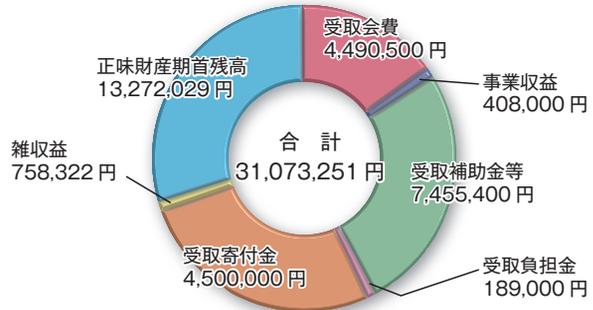


工藤 繁昭 様

平成 25 年度決算

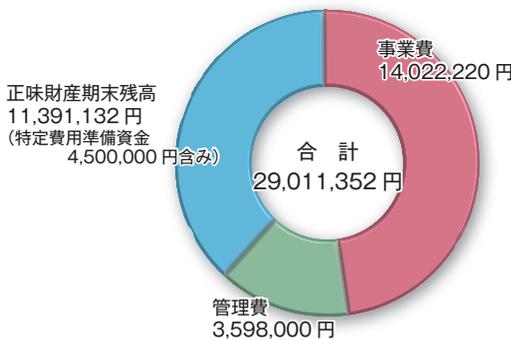


費用の部

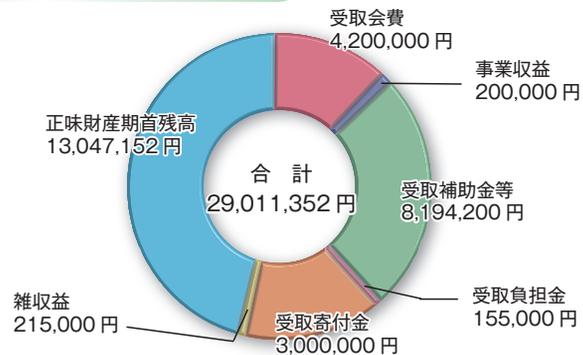


収益の部

平成 26 年度予算



費用の部



収益の部

詳細については、ホームページをご覧ください。

相双法人会

検索

表彰

平成26年度表彰者（敬称略）の方々の内、相双法人会総会席上で表彰を受けた方々。

○表彰規程に基づく表彰

役員表彰（理事以上役職10年以上）

横山 佳弘

朝田 宗弘

橋本 明

○福利厚生制度（経営者大型総合保障制度）推進表彰

会員の部

銅賞

熊川 喜八郎

（所用のため欠席）

受託会社職員の部

（大同生命保険株式会社）

金賞 荒 良範

（所用のため欠席）

金賞 齋藤 才子

（所用のため欠席）

金賞 杉浦 万起子

銅賞 佐藤 正美

銅賞 上山 里美



○東北六県法人会連合会表彰（11月平成26年度運営協議会席上で表彰予定）

原田 雄一

福山 真久

平成26年度表彰者（敬称略）の内、福島県法人会連合会総会席上で表彰を受けた方々。

○公益財団法人 全国法人会総連合

功労者表彰（伝達）

坂本 行生郎

原田 雄一

（所用のため欠席）

○一般社団法人 福島県法人会連合

会表彰

横山 佳弘

朝田 宗弘

橋本 明

○福利厚生制度（経営者大型総合保障制度）推進表彰

法人会の部

公益社団法人 相双法人会

新契約保障金額の部 金賞

新規企業 契約の部 表彰該当

※会員・職員の部は、相双法人会総

会時と同様

全法連 功労者表彰



坂本 行生郎氏

※写真は福島県法人会連合会総会時

相双 役員表彰



横山 佳弘氏



朝田 宗弘氏



橋本 明氏

< 福利厚生制度推進表彰 >



齋藤 才子さん



荒 良範氏



上山 里美さん



佐藤 正美さん



杉浦 万起子さん

※写真は福島県法人会連合会総会時

討 報

法人会副会長であり鹿島支部長として永年ご尽力いただきました 佐藤則夫さん（有限会社協栄精機取締役会長 満69歳）が、平成26年6月22日に病気のためご逝去されました。

ここに慎んで哀悼の意を表し、佐藤さんの面影や在りし日を振り返りご冥福をお祈りします。

なお、告別式は社葬として7月13日南相馬市のフローラメモリアルホール原町において、葬儀委員長佐藤正弘様（代表取締役社長）、喪主佐藤久美子様（妻）により厳かに執り行われました。



3月14日の新春講演会において、法人会を代表して講師にお礼の言葉を述べたお姿。



復興支援公開講演会

3/14

現在、浪江町役場と町民の多数が避難されている二本松市において活動している「まちづくりNPO新町浪江が取り組んでいる浪江町―復興への道筋と24のプロジェクトについて―」講演会を開催した。

演題は「福島第一原発事故被災地の復興まちづくり」講師は、早稲田大学理工学術院教授 都市・地域研究所長佐藤滋氏。先生は生徒と共に幾度となく浪江・二本松に足を運び、復興への助力をしている。

当日は、二本松や福島、いわきからも浪江の方々がわざわざ来てくれた。百十名の聴講者が映像を見ながら復興への足掛かりを学んだ。会場は、フローラ相馬。

内容は、福島原発事故 広域分散避難の実態の説明。これからの施策として①コミュニティをネットワークする 統合型移動システム「新ぐるりんこ」



②避難先の中心市街地に協働復興街区を建設する「まちなか型町外コミュニティ」③仮設住宅団地と周辺に形成される「郊外型町外コミュニティ」④浪江町への帰還の起点となる沿岸部の高台に「町内コミュニティ」。現在は、復興のための組織の立ち上げ段階で「復興まちづくり協議会」の設立に取り組んでいる。



地域社会貢献事業

6/13

笑いと元気をもらいました。 江戸家猫八ライブ

50分間の予定が15分オーバーの熱演トークでした。初めは、いろいろな鳴きまねを披露し観客の心を掴み、トークではお笑いの渦に巻き込み、修業時代の苦労話とまとめた。

また、どのようにして鶯の鳴きまねができるようになったか、観客を手取り足取りの説明と実演で指導をしてい

ただいた。音が出るまでには、血が出るほど練習しても10年がかり、人前で望む音を鳴らすには更なる練習が必要であった。



最後に、父親が広島において原爆の爆風で飛ばされた経験があり、その後の病気との戦いを目のあたりにしてきた。原子力・放射能を人のため役に立つ医療分野などに利用するなら賛成である。しかし、経済のために利用していくことは抑えていった方がよい。いくら安全であると言っても、結果皆さんが経験しているこんなことになるものを作って使って良いのか。私とは経験内容が違うが、皆さんの今の苦労は、たいへんなものと思う。

お別れに「ふるさと」の曲に合わせてたくさんの動物の鳴き声を入れた。メロディーに乗せた演出は、感動の余り涙を浮かべる観客もあり、心を一つに復興への応援をしていただいた。

26年度 第1回 決算法人税務研修会

5/22

支部全てが東日本大震災によりたいへんな被害を受けた。

また、相馬・新地を除く8支部がその後の東電福島原発事故により、避難指示区域に指定された。国税庁は平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限を延長した。そのため、決算説明会は相馬・新地の決算期を迎えた法人のみに通知をして行っていたが、平成26年1月31日付国税庁公示を受け、2月に管内全域の12〜2月決算法人に対し税務研修会を開催した。

26年度に入り3〜5月決算法人に対しての説明会には、二本松市やいわき市からも出席していた。参加者数66社71名でした。会場は、南相馬市原町区の原町商会会議所2階会議室。



税の絵はがきコンクール

相双法人会出品作品が、福島県法人会連合会・東北六県法人会連合会審査会で受賞



女性部会（番場三和子部会長）の税に関する絵はがきコンクールの審査会が、2月6日法人会事務室（相馬市）で開かれた。部会の役員が審査員として、応募総数12校三百点の中から62点を入賞作品に選び、うち10点を福島県連審査会に推薦した。

12日県連審査会において、最優秀賞である特選に門馬佑菜さん（相馬市立飯豊小学校6年）、銀賞に佐々木楓さん（同）、銅賞に只野愛海さん（同）が選ばれた（総数百二十八校四千五百五十三点）。3作品は他の作品7点と共に東北六県連審査会に出品された。

13日六県連審査会が開催され、只野さんが県連会長賞、門馬さんが県連女性部会長賞を受賞した。本年は六県四百七十校一万三千八百二十七作品の応募でした。

なお、絵はがきコンクールは税への理解を深めてもらおうと全国の法人会が実施している。当法人会は震災の年に中止しており、5回目の参加にて大きな賞に入ることができ、これからの税の啓発広報活動に一層力を入れていく励みになった。未だ、仮設校舎で学ぶ児童やほかの市町村の学校へ転入している児童たちが、一日も早く震災前の学校生活に戻れますよう願っています。

震災・原発事故被害者への支援事業

地域社会への貢献を目的とする事業の一環として、「震災・原発事故被害者への支援事業」において、夏季

はうちわを作製し全会員に



坂本行生郎富岡支部長（左）から富岡町社会福祉協議会の渡邊清治事務局長へ入浴剤の贈呈

配布した。

避難している人たちにもエコうちわを（公財）全国法人会連合会より購入して新地町から南相馬市原町区までの仮設住宅に配布した。

冬季は、入浴剤を全会員に送付した。また、浪江町と富岡町の住民に対して配布をし、冬期を温かく過ごしてくださいと応援した。セレモニーにおいては、坂本行生郎富岡支部長より富岡町民を代表して富岡町社会福祉協議会の渡邊清治事務局長へ入浴剤の贈呈をし配布をお願いした。

入浴剤は、避難先の各地で開催された「新年会」「応急仮設住宅」「各地区のサロン」「借り上げ住宅自治会」で開催された行事等にて配布された。

二本松市で開催の「なみえ3・11復興のつどい」において、県内各地及び県外から参加した浪江町住民へ、町づくりNPO新町浪江から配られた。



袋詰め作業

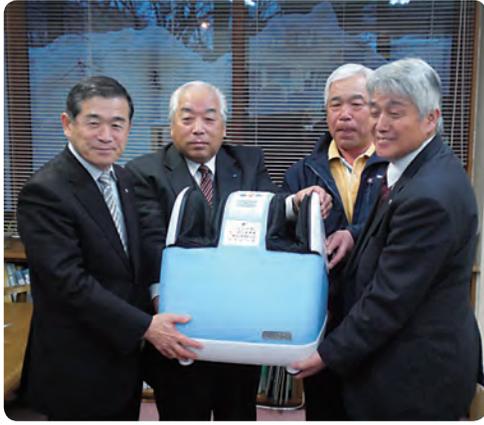


配布している様子

木更津法人会より 「いいたてホーム」へ フットマツサージ贈呈

木更津法人会（千葉県）から寄託された支援金を飯館支部への原発事故復興支援に充てることとした。特別養護老人ホーム「いいたてホーム」（居住制限区域にあり）66名の高齢者が入居している。高齢者には生死の問題ともなる避難生活3年のストレスにより足が痛む入居者が多い。

3月5日（水）に高橋英明副会長（飯館支部長）菅野一廣支部幹事の両名がホームに持参のうえ、「入居者と職員の方に使用していただき、疲れを取り心のケアに使ってほしい。木更津



法人会女性部会からの善意と相双法人会が不足分を補って購入したもので大切にまた有効に使用してください」と社会福祉法人いいたて福祉会

菅野典雄理事長（村長兼任）、三瓶政美施設長にフットマツサージャーを5台贈呈した。菅野村長は、「村民同様に避難を求められているホームの入居者は、ばらばらに避難して体育館などの避難所で暮らすより、ホーム施設内に留まっていた方が本人たちにとっていいのではないかと判断した。ただ、放射線線量が高いので外に出て歩けないため、足の痛みを訴える入居者が増えており、いただいたフットマツサージャーをホーム内の広場へ置き、入居者に利用してもらう。とても感謝をしている」とお礼を述べた。

また、6日（木）には、飯館村社会福祉協議会に電気ポット5台と延長コードを3本贈呈した。避難住民が多い福島方部と川俣方部にて、仮設住宅にある寄合所に置いて、みんなが集まりお茶会を開きながらコミュニケーションをすることに より楽しい時間を作ってもらいたい。



香川県大川法人会から 支援金が届きました



贈をいただいた。現在活動している施設や仮設校舎等への必要な物品として大川法人会のご厚情を残したいと会長、女性部会長と相談していたところ、前記の施設が階段を購入したいと聞き、その一部に使ってもらうことにした。相双法人会から5万円上乗せした17万円を購入費用に充てた。センターは現在25名が利用しており歩行の予防や機能回復のための訓練の必要な方が半数以上もいる。

この地域は、相双の中では早くに避難解除指示を受けたのですが、若い人が戻らず高齢者が大半を占める社会となり、4年目に入り介護の職にある人たちが家族と暮らすために辞めて行くことが多くなっており、一方では求人したが応募者がいなかったという話もあり、相双地区の復興は先が見えません。遠方の香川県大川法人会様からのご支援心から感謝申し上げます。

平成26年3月相双法人会女性部会 は、南相馬市原町区にあるデイサービスセンター「しゃりん梅」（社会福祉法人車輪梅運営）に歩行の予防や機能回復のための訓練ができる「手すりの付いた歩行訓練用の階段」を購入する資金の一部を震災・原発事故被害者への支援事業の一環として寄贈した。

5月27日、番場部会長、高野・門馬副部会長の3人は、センターに設置された階段の訓練の様子を見学しながら利用者との触れ合いの時間を過ごした。

寄贈までの経過は、香川県大川法人会女性部会から、福島県法人会連合会に24万円の支援金の寄贈があり、いわき法人会と共に相双法人会が12万円寄



今回、法人会からのお知らせをいち早く掲載、見やすさをより追求していくためホームページをリニューアルした。

特に、避難している県内外の会員への情報を迅速に豊富にお知らせしたい。例えば、相馬税務署以外の県内税務署において開催される「決算説明会(税務研修会)」「確定申告相談会」を掲載したい。今回は、いわき税務署の5・6月期の決算法人に対する税務説明会を掲示しました。相馬税務署管内の法人については、県内各地の税務署で相馬税務署同様の相談や説明会への参加が自由にできます。



ホームページがリニューアル

法人会女性部会 いちごプロジェクト

7つの節電メニュー

- エアコン** 室温28℃を心がけましょう。(設定温度を2℃上げた場合) 10%の節電
- 冷蔵庫** 冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間を出来るだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。2%の節電
- 照明** 日中は、不要な照明を消しましょう。5%の節電
- テレビ** 省エネモードに設定し、さらに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう。2%の節電
- 温水洗浄便座(暖房便座)** 便座保温・温水オフ機能、タイマー節電機能があればそれらを利用しましょう。1%未満の節電
- ジャー炊飯器** 早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や、冷凍庫に保存しましょう。2%の節電
- 待機電力** リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。2%の節電

租税教室

1月に入って昨年の6回8校に加え、遠藤青年副部会長を講師に迎えて、残りの小学校で租税教室を開催した。

南相馬市立福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校の三校は、一つの教室で6年生16名で勉強した。また、南相馬市立大甕小学校は、6年生23名が勉強した。



大甕小学校の様子

郵便物が戻ってきます。教えてください。

今年の総会案内が、避難先から戻ってきています。次の会員を御存じの方連絡をお願いします。電話番号がわかると助かります。

旧市町村	会 員 名	旧市町村	会 員 名
南相馬市	(株) K・S・G	双葉町	日東金属工業(株)双葉工場
浪江町	(有) 観光タクシー		(有) 笠原電気工業所
	(株) サンフォート		(株) カスタム電子
	(有) 成実探石興業		(有) 佐々木運輸
	東北エックス線(株)		東部建設(株)
	浪江林業素材(協)	大熊町	(有) 斉藤塗装
	(有) 浪江愛林		(有) 大八
	(有) プレスハウス		(株) アート
	(株) みうら	富岡町	南双葉農業(協)富岡支部
	(資) 旭屋		千代田テクニカル(株)福島営業所
	(株) 井商		(株) 報徳観光富岡営業所
	(株) シンワ		(株) あじさく
	(有) ジーテック		(株) サン・クリーン
	高野建設(株)		富岡学校給食(株)
	(有) ビック	榎葉町	(有) ウインストラベル
双葉町	(有) 笠原商事		(有) ふくのかや
	(有) 手打そば信州		鈴木自工(株)
	光洋商事(株)		

消費税期限内納付 推進運動実施中!

消費税の期限内納付を忘れずに。

●消費税は消費者からの預かり金的性格を有する税です。
●標準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限があります。申告・納付にはe-Taxが利用できます。個人事業者の方は振替納税が利用できます。

●期限を過ぎると延滞税がかかります。
●確定申告・納付のほか、最初の課税期間の確定消費税額に応じて中間申告・納付が必要となります。

課税売上高の範囲(確定課税額)	申告・納付回数
4,000円未満	年1回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円未満4,000万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円未満400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

法人会

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告をした後に、届出した預金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告をすることもメリットが!

法人会

平成 26 年度 交際費等の損金不算入制度の改正のあらまし

平成 26 年 3 月 31 日に公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）により、法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定（措法 61 の 4）が改正され、**平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用**することとされました。

このパンフレットでは、交際費等の損金不算入制度の改正の内容を記載しています。

（注 1）このパンフレットの内容は、平成 26 年 4 月 1 日現在における単体申告に係る法人税に関する法令に基づき作成しています。

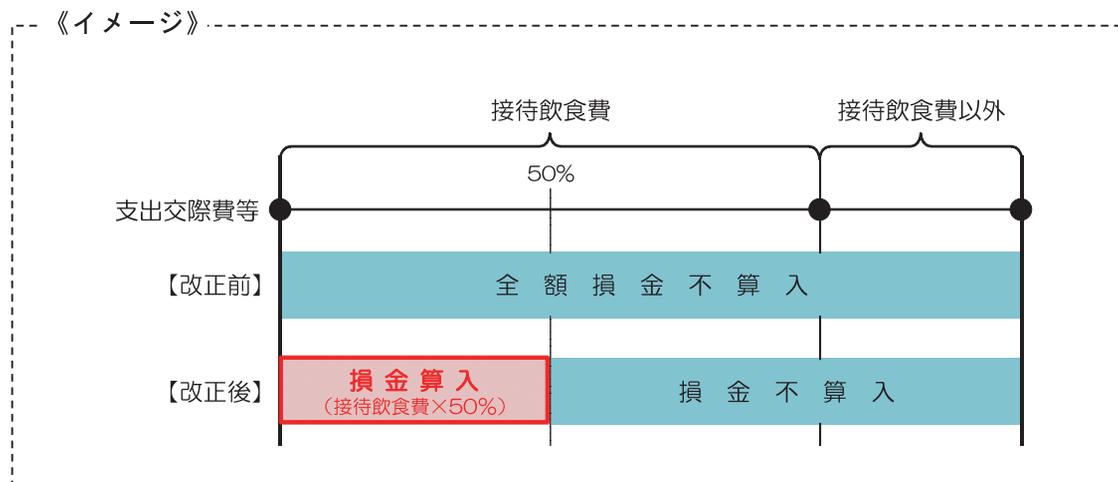
なお、連結申告に係る法人税についても、同様の改正が行われています（措法 68 の 66）。

（注 2）このパンフレットにおいて使用している次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。

措法：租税特別措置法、措令：租税特別措置法施行令、措規：租税特別措置法施行規則

法：法人税法、法規：法人税法施行規則

1 交際費等の額のうち、接待飲食費（注 1）の額の 50% に相当する金額は損金の額に算入することとされました（措法 61 の 4 ①）。



（注 1）**接待飲食費**とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。以下「飲食費」といいます。）であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に次の事項を記載することにより飲食費であることが明らかにされているものをいいます（措法 61 の 4 ④、措規 21 の 18 の 4、法規 59、62、67）。

イ 飲食費に係る飲食等（飲食その他これに類する行為をいいます。以下同じです。）のあった年月日
ロ 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係

ハ 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称（店舗を有しないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称）及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

ニ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

（注 2）1 人当たり 5,000 円以下の飲食費で書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しないこととされています（措法 61 の 4 ④二・⑥、措令 37 の 5 ①、措規 21 の 18 の 4）。

（注 3）接待飲食費に関する具体的な取扱いについては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「接待飲食費に関する F A Q（平成 26 年 4 月）」をご覧ください。

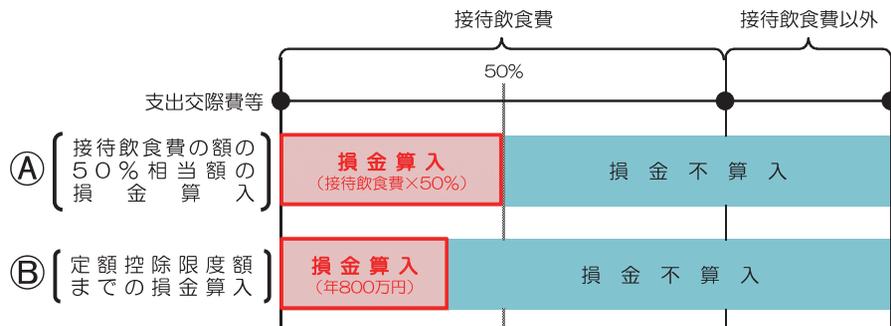
平成 26 年 4 月
国税庁

2 中小法人（注 1）は、上記 1 の接待飲食費の額の 50%相当額の損金算入と、定額控除限度額（注 2）までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされました（措法 61 の 4 ①②）。

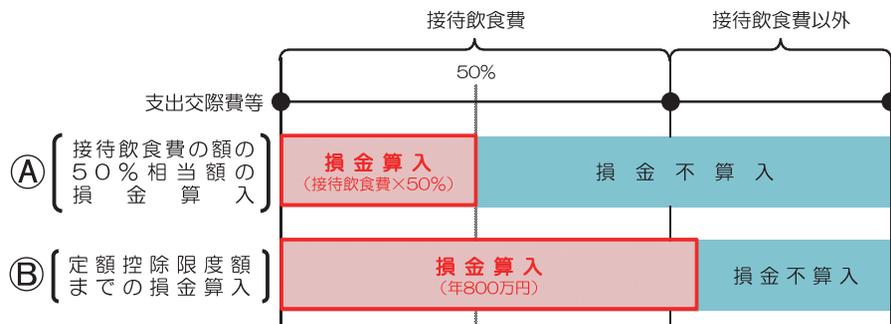
《イメージ》

（接待飲食費の額の 50%相当額の損金算入と定額控除限度額までの損金算入との比較）

(1) 接待飲食費の額が年 1,600 万円を超える場合（損金算入額：① > ②）



(2) 接待飲食費の額が年 1,600 万円以下の場合（損金算入額：① ≤ ②）



（注 1）中小法人とは、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます（措法 61 の 4 ②、措令 37 の 4、法 66⑥ニ・三）。

（注 2）定額控除限度額とは、800 万円にその事業年度の月数（1 月に満たない端数があるときは、これを 1 月とします。）を乗じてこれを 12 で除して計算した金額をいいます（措法 61 の 4 ②③）。

（注 3）定額控除限度額までの損金算入を適用するかどうかは、各事業年度ごとに選択することができます。

（注 4）定額控除限度額までの損金算入は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表 15（交際費等の損金算入に関する明細書）の添付がある場合に限り適用することができます（措法 61 の 4 ⑤）。

3 交際費等の損金不算入制度の適用期限が平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました（措法 61 の 4 ①）。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）では、税に関する様々な情報を提供していますので、ご利用ください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接時間を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

シリーズ 避難先からのメッセージ

富岡町からいわき市へ

有限会社アド・プロ広芸社

代表取締役 大和田 剛

平成23年3月11日の東日本大震災から早いもので3年4ヶ月が過ぎました。地震、津波、原発事故による避難を余儀なくされ、社員、その家族と共に会社の行く末に不安を抱えながら、避難先を川内村から田村市へと移動した事を思い出します。そんな中で当時の社員を解雇せざるをえないという苦渋の決断をしなければならなかった。

県内から離れ茨城県の銚田市に4ヶ月、その後三春町に戻って8ヶ月程お世話になりました。その頃に檜葉町に住んでいた方から、小野町にお店を開店するので看板をお願いしたいという



お話を頂き、何もなかったたのでホームセンターから、求めた材料で文字を描いたのが仕事を始めるきっかけになった。借り上げ住宅に購入したパソコンとカッティングマシンを設置し不便ながらも少しずつ仕事をするようになった。

いわき市四倉工業団地に中小企業基盤整備機構で仮設事務所を建設する事を知って申し込み、平成24年の2月中旬から徐々に仕事を再開しています。富岡にいた頃とは比べる事はできないが仕事の量は大幅に減少している。双葉郡内に住んでいたお客様も県内各地に分散しているため移動範囲も福島、郡山と広範囲になってしまったが、少しでもお役に立ちたいと思っております。

いわき地区の業者様にもお世話になっており感謝の気持ちでいっぱいです。早くこの地域が放射能の危険に身をさらす事なく安全、安心に住める事を望んでおります。

南相馬市小高区から相馬市へ

株式会社ハヤシ

代表取締役 志賀 正幸

悪夢の震災から早くも3年4ヶ月が過ぎ去ろうとしています。

相馬で仮営業による再開ができ、お客様、友人そして多くの方々との心温まるご支援、ご協力に感謝をすると共に、私は幸せ者だと改めて感じております。

避難し新潟に永住を決意する息子同然の社員達を失い、悲しく寂しい思いでいたところ、会社を心配して戻ってきてくれた二人の社員。仙台から毎日通勤して頑張っている姿を見て生きる希望を貰い、相馬にシヨールームと工



場の新築を始めているところです。

一日も早く落ち着き、心から明るい笑顔で仕事が出来るとような環境を作りたいと思います。自ら社会的責任を担い自動車流通をより良くするという志を持って、お客様との信頼関係を深めることを実践することに精進してまいります。

今後共より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

編集後記

私は、幼い頃から松川浦であさりや海苔取りの手伝いをしながら育ちました。しかし、東日本大震災以来、昔の風景が一変し、三年過ぎた今ではすっかり面影が無くなりました。

また今年も梅雨の季節がやってきましたが、東京では大量の電気が降り混乱が起きたり、九州では五十年に一度と言われる一時間に五十ミリもの雨が降ったりといういろいろ驚かされるが多かったです。

このような気象の中でも負けることなく、相双法人会会員の皆様が一日も早くふるさと相双地区に戻り御活躍出来ることを心より願っております。(利)